

平成20年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成20年9月1日(月) 午後1時34分

場 所 第1委員会室

審査事項

議案第16号 塩尻市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例

出席委員

委員長	中原 巳年男 君	副委員長	今井 英雄 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	金田 興一 君
委員	鈴木 明子 君	委員	塩原 政治 君
委員	永田 公由 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

次長 中島 誠 君

午後1時34分 開会

委員長 総務環境委員会を開催いたします。本日の委員会は、全委員が出席しております。

理事者あいさつ

委員長 審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いいたします。

副市長 大変お忙しいところ、常任委員会を開催いただきましてありがとうございます。この議案第16号、第17号の2件につきましては、地方自治法の改正がございまして、この改正に伴いまして、関係の条例を整備したいというものでございまして、この施行日が本日付になっておりますので、大変、急で申し訳ございませんけれども、本日、お認めをいただきまして、本日、条例の施行の手续を取りたいと思いますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第16号 塩尻市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

委員長 ただ今から議案の審査に入ります。議案第16号を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 議案関係資料の18ページをお開きいただきたいと思います。議案第16号塩尻市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、ただ今、副市長の方から申し上げましたが、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、関係する条例につきまして必要な改正をするものであります。

概要につきましては、3点の条例を改正するというものでございまして、まず、議会の議員の報酬の名称を議員報酬に改めるものということで、塩尻市特別職報酬等審議会条例、これが第1条でございますけれども、この関係と、それから地方自治法の引用条項につきまして改めるというものがございまして、塩尻市職員の旅費等に関する条例、これが第2条でございます。それからもう1つ、塩尻市議会政務調査費の交付に関する条例、これが、第3条ということでございまして、これを改正するものでございますのでお願いしたいと思います。条例の施行等につきましては、公布の日から施行するというものでございますのでお願いしたいと思います。

それでは、順を追って説明させていただきます。19ページをお願いいたします。第1条、塩尻市特別職報酬等審議会条例新旧対照表でございます。この関係につきまして、現行の第2条議員の報酬、それから、3行目の当該報酬等、これを新たに議員報酬という形に名前が変わりましたので、議員の議員報酬と3行目は、当該議員報酬等という形に改めたいというものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の塩尻市職員の旅費等に関する条例新旧対照表でございます。第2条関係でございますけれども、この関係につきましては、第1条でございますが、今まで203条第5項ということになっておりましたけれども、今回の改正におきまして、新たに203条が新設されましたので、この条項がずれを生じまして、第203条の2、第4項という形になりますので、これを改正するものでありますのでお願いしたいと思います。

その次のページ、20ページをお開きいただきたいと思います。塩尻市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表でございます。第3条関係でございますけれども、この関係、現行第1条でございます。第100条第13項及び第14項というものを、第100条第14項及び第15項ということに改正するものでございますけれども、この関係につきましては、地方自治法100条につきまして、1項が加入されたことに伴い、項ずれが生じたもので、これを改正するものでありますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長 質疑を行います。何か御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、議案第16号、塩尻市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 全員一致を持ちまして、可決すべきものと決しました。

議案第17号 塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例

委員長 続きまして、議案第17号を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは引き続き21ページをお願いいたします。議案第17号塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例でございます。

提案理由につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の非常勤の特別職の職員の規定から分離し、新たな条例を作るというものでございますのでお願いしたいと思います。

概要につきましては、議員報酬及び期末手当、並びにその支給方法につきまして必要な事項を定めるものでございます。

条例の新旧対照表ですけれども、新条例、塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例につきましては、このあと、議案集の第17号で説明いたしますので、まずは、新条例の附則で改正いたします、今回、この新旧対照表に載っております塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例から説明させていただきます。

それでは22ページをお開きいただきたいと思います。22ページ、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例新旧対照表でございます。まず、第3条第3項でございます。この4行目のところに、及び第9条というのがございます。これにつきましては、議員さんの期末手当が、この9条というのがございまして、これは、改正条例の方では、削除するというものでありますので、改正案の方では、第3条第3項において、及び第9条というものを削除してございます。

続きまして第5条でございます。第5条の非常勤の職員の給与の関係でございますけれども、今までは、非常勤の特別職の職員ということで、議会の議員さん達は、もちろんそうですけれども、選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員さん等、非常勤の報酬につきましては、ここで定めてございましたけれども、地方自治法が改正されまして、これからは、新たに作るということですので、改正案の方で、非常勤の特別職の職員（議会の議員を除く）という形に改正するというものでございますのでお願いしたいと思います。

それから、第9条、第10条でございますけれども、議会の議員の期末手当、委員さんの期末手当の関係につきましても、特別職の職員等の給与に関する条例の中で、その期末手当を支給するというのが第9条でございます。

それから、第10条においては、議会の議員に支給する期末手当の額は、第3条第3項及び第4項の規定を準用するという形になっておりまして、これは、市長、副市長と同様な算出方法でなさいよということが定められておりましたけれども、新たな条例を制定するというので、この条項につきましても削除するというものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、次の24ページ以降の条例の附則でございます。この関係につきましては、議員さんの関係の条例の附則がここにありましたので、それを全て削除するというものでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

25ページでございます。別表の第2でございますけれども、議会の議員という項目がありましたけれども、それを削除するものでございますので、改正案のようになりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、別冊塩尻市議会9月定例会議案の、こちらの絵の描いてある議案の方を見ていただきたいのですが、この議案第17号でございます。塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例、新たに制定するものでございます。

趣旨につきましては、先ほど申し上げておりますけれども、地方自治法が改正されまして、議員報酬等につきましては、条例で定めるという203条第4項の規定によりまして、これに必要な事項を定めるというものでございます。

第2条におきましては、議員報酬の額、それから、第3条におきましては、議員報酬の支給方法ということで載せてございます。

第3条の第1項の途中、3行目の後半でございますけれども、これにつきましては、日割りによって計算した額の議員報酬を支給する等、細かく制定しております。

第3項につきましては、議員報酬の支給方法については、塩尻市の一般職の職員の給与の例によるということで、支給方法は、市の職員の給与の例によるという形で載せてございます。

第4条、期末手当でございます。期末手当につきましても、6月1日、12月1日が、基準日ということで、それぞれ項目で記載されておりますけれども、第4項でございますけれども、期末手当の支給方法については、一般職の職員の給与の例によるということで定めてありまして、同様な支給方法をするということでございますのでお願いしたいと思っております。

それから2ページ、次のページの4ページを見ていただきたいのですが、附則がございます。この条例につきましては、公布の日から施行するというものでございまして、そのあと、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正ということで、先ほど説明いたしましたのが、給与に関する条例の一部改正でありますので、ここでは、説明を省かさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長 質疑を行います。何か質問はございますか。よろしいですか。

中原輝明委員 副市長でもいいが、かけ離れたことを聞くが、このまま改正しないでおいた場合はどうなるのですか。向うの言うことを聞かない場合は、結果的には、内容には変化があるわけですか。私が思うにこれは、やらなかった場合は、何か、処罰が来るのですか。影響があるのですか。影響があるとすれば、どのようなところにどのくらい影響があるのですか。それで、支給はなくなるのですか。だいたい、国の人が勝手にやっていていけない。

副市長 改正しなければどうなるかということですが、一応、地方自治法の改正の趣旨が、議会のそういう議員報酬の支給方法等の関係の明確化とか、一般のそういう委員等から区別してやりなさいというのが法の趣旨でございますので、その趣旨に添って、うちが地方自治法を根拠として条例を持っていますので、やはり、改正すべきであろうかなというぐあいに考えます。では、改正しないで、議員の報酬はどうなるかと言いますと、確かに、議員報酬、そういう言い方は失礼ですけども、議員の報酬が、議員報酬になっただけですので、あまり影響はないと思っておりますけれども、やはり地方自治法の改正の趣旨が、そういう議会の明確化と言いますか、そういうようなところから根拠が来ておりますので、やはり、それに準じてやるべきであろうかなという具合に考えます。

中原輝明委員 胸に落ちたような、落ちないような感じだが。例えば、きょうが、施行令の日だと、こういうわけですね。この日に遅れた場合はどうなるのですか。それで、なぜ、こんなに迫ってやるのかと、1つ聞きたいのは、例えば、議会が明日にずれていた場合、1日くらいずれてもよいわけですか。どうでも、きょう、9月1日でなくてはいけないのですか。この辺が、1日とやれば、これは、問題です。どうでも、今、やらないといけないのか。

庶務課長 一応、条例の施行が9月1日ということですので、たまたま、9月1日にうちの議会は開会しております。上田市も9月1日でございます。9月1日の場合には、やはり9月1日施行ということで、同日に即決していただくという措置を取っているということでございます。ただ、9月1日以降に開催する市町村もあります。しかしながら、9月1日以降に開催する市町村におきましても、報酬の支払日前までには、議決を済ますという措置を取っております。従いまして、本来的には、9月1日施行でありますので、法律が、9月1日に間に合わせるのが筋でございますけれども、9月2日以降、支払日までにやっておけば、法律的には、支払いのときには、法律に違反しないという形になりますので、そういう措置を取っているということです。たまたまうちの方は、9月1日開会ということでしたので、がちり、法にあわせてお願ひしているということでございますので、お願ひしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第17号、塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例について認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号は、全員一致を持って可決すべきものと決しました。円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。

以上で委員会を終了いたします。

午後1時50分 閉会

平成20年9月1日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 中原 巳年男 印